

令和8年度 ショートムービーを活用した観光プロモーション業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度ショートムービーを活用した観光プロモーション業務委託

2 目的

本県が有する世界遺産等の観光素材や特色ある自然・風景、食、宿泊施設等を活用して、本県の魅力を発信する動画および視聴者の共感・驚き・参加を誘発する動画を制作し、TikTok を通じて発信することで、主に若年層を対象とした観光機運の醸成及び本県への来訪のきっかけづくりを行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容等

(1) 動画の企画、制作

本仕様書の内容に従い、全体コンセプトの設定、業務実施体制の構築、動画内容の企画、動画の撮影・編集、クリエイターの選定、撮影対象・場所の選定、ロケスケジュールの作成、各ロケ地の撮影許可の取得、その他各種調整等を行い、県と協議・調整の上、業務を実施すること。

【 動画内容 】

内容：本県の観光資源（世界遺産、文化財、文化、自然 等）に若年層の興味を引くような素材・テーマ（※）を加えて本県の魅力発信、認知度向上、誘客促進に資する動画。

活用素材例：食、社寺、観光施設、イベント、自然、風景、せんとくん 等

エリア例：「飛鳥藤原の宮都」世界遺産登録が期待される飛鳥・藤原エリア
豊臣秀長ゆかりの地

※要素例：冒頭 3 秒以内のフック（意外性・対比・驚き 等）、トレンド音源・フォーマットの使用、ストーリー性（ビフォーアフター、検証 等）、コメント誘導設計、参加型要素、「マネ」したくなる 等

※テーマ例：学生旅、女子旅、デート、推し活、自然アクティビティ 等

本数：14本以上

【 企画、制作に当たっての留意事項 】

- ・奈良県地域観光課公式 TikTok アカウントへの投稿は県が行う。
- ・本県の他のSNS (Instagram、YouTube 等) でも投稿可能なバージョンで納品すること。一部又は全ての動画について、Instagram、YouTube (奈良県公式総合チャンネル) での投稿も想定している。
- ・撮影する対象・場所や動画の構成等について提案を行い県と協議し、承認を受けた上

で制作すること。

- ・動画のコンテンツについてエリアや観光素材を県内各地からバランス良く取り上げること。（“ロケ地が県北部ばかり”、もしくは“対象が食ばかり”とならないように）
- ・ターゲットは若年層を想定しているが、これに限らず、制作動画ごとに効果的なターゲットを設定すること。
- ・企画・制作にかかる人員（クリエイター）を発信力・拡散実績を重視し、複数名確保した上で、題材ごとに適切な制作手法をとり、本県の認知度向上、誘客促進へと繋がる動画を制作すること。
- ・トレンド分析を実施し、企画に反映すること。
- ・契約期間中において、企画・制作期間を除き、毎月1回又は2回の投稿を想定している。具体的には令和8年6月又は7月から投稿を開始できるよう動画制作・納品のスケジュールを組むこと。
- ・撮影に際しての許可取りや動画の内容確認等は、受託者自ら行うこと。なお、社寺の許可取りについては事前に県に相談すること。
- ・各SNSの利用規約を遵守すること。
- ・いわゆる「炎上」が発生した場合は、直ちに県に状況を報告し、適切な対応をすること。

(2) 動画再生回数・公式アカウントのフォロワー数の増加に資する取り組み

- ・再生回数の増や奈良県地域観光課公式 TikTok アカウントの新規フォロワーの獲得について目標値を設定し、魅力的な動画内容の企画、発信力のあるクリエイターの確保、効果的な広告、投稿頻度等目標達成に資する取組を提案すること。
目標値例：再生回数、平均視聴維持率、シェア数・保存数・フォロワー増加数
- ・事業の進捗状況を踏まえ、設定した目標達成が困難と見込まれると県が判断した場合、県と協議の上、追加で広告を実施するなど目標達成に向けた取組を行うこととする。

(3) SNS広告の実施

- ・制作した動画を活用し、本県の認知度向上及び誘客促進に繋がるような広告をTikTok上で実施すること。
- ・企画提案において数値目標（クリック数、インプレッション数等）を設定し、効果的な広告方法、広告時期、広告動画数を提案すること。
- ・企画提案において、より効果的な広告方法として、Instagram 等での広告を追加することも可能とする。

(4) 効果測定・分析

- ・既投稿動画及び制作・投稿した動画について、「バズ（拡散）」の発生および拡散過程を重視した効果測定を実施すること。

効果測定指標例：

- ・再生回数（初動・累計）
- ・視聴維持率（特に冒頭3秒・5秒・完視聴率）
- ・エンゲージメント率（いいね、コメント、シェア、保存）

- ・シェア数およびシェア率(拡散性の指標として重視)
 - ・コメント内容の質的分析(共感・驚き・参加意欲等の有無)
 - ・フォロワー増加数(動画ごとの寄与分析を含む)
 - ・トレンド入りや関連ハッシュタグの波及状況
- ・なお、既投稿動画における分析結果は本県より提供する情報も参考にすること。
- ・分析結果を踏まえ、動画の構成(冒頭フック、尺、音源、演出等)、投稿時間、ハッシュタグ、クリエイター選定等について、継続的な改善(PDCA サイクル)を実施すること。

5 実績報告・成果物

受託者は、委託業務完了時には速やかに業務完了報告書(県が指定する書式)及び事業実績報告書(様式任意)を提出すること。

事業実績報告書には次の項目を含むこと。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の成果
- ・広報PR成果品(すべての広報PRに関する成果をPDF形式などで提出)
- ・委託業務の実施により得られた成果物
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

6 留意事項

- (1) 業務実施に当たって、必要に応じて、プラットフォーム(日本国内で TikTok を運営する ByteDance 株式会社)と連携し進めること。
- (2) 事業実施に当たっては、本県と協議の上、目標となる指標(アクセス数等)を定め、目標達成のために必要な事項を随時実施すること。
- (3) 委託業務に必要な資機材は、受託者が用意し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、委託料の範囲で行うこと。
- (4) 委託業務において制作した動画については、その全てを本県に成果品として提出すること。また、動画制作の過程で撮影した動画についても、本県の指定するものについては同様に提出すること。
- (5) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、その都度、本県と受託者が協議して決定するものとする。

7 著作権等

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。なお、疑義が生じた場合はその都度協議の上決定する。

- (1) 受託者は、成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を含む。)を全て県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 県は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の

著作者名で任意に公表することができるものとする。

- (3) 本件受託者は、本県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (4) 受託者は、県の書面による事前の承認を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。
- (5) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。

8 許可申請手続き等

本業務の遂行にあたり、撮影や掲載許可、会場使用、食品衛生法に基づく申請などの許可申請手続の必要が生じた場合は、受託者の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。なお、申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について県と十分事前協議を行うこととする。

9 その他

- (1) 不測の事態により事業を実施することが困難となった場合は、事業実施の変更を本県と受託者で協議し、必要に応じ契約内容の見直しを行うものとする。

(2) 再委託について

受託者は、業務の全部、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画力、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

また、受託者は、本委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先(順次、再委託する場合は最終の委託先まで)、再委託業務の内容、再委託期間および再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらかじめ県の承認を得なければならない。

(3) 仕様変更について

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ本県と協議のうえ、承認を得ること。

(4) 実施体制について

当該業務を円滑に遂行するために必要な体制を整備すること。

(5) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。

- イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- ③本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(6)その他

本業務の実施にあたっては、県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。